様式第２号（第５条関係）

発　言　者・会　議　の　て　ん　末・概　要	
黒須係長	皆様、こんにちは。 本日は、大変お忙しい中、令和８年度第１回久喜市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 私は、本日の司会を務めさせていただきます、まちづくり推進部都市計画課計画・堤防対策係の黒須と申します。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。 はじめに、会議の開催要件についてご説明いたします。 本審議会は、久喜市都市計画審議会条例第６条第２項の規定により、「委員の半数以上の方が出席しなければ会議を開くことができない。」と定められております。本日の出席人数は、委員定数１５人のうち、本日欠席の天野委員を除いた１４人でございます。 このため、委員の半数以上の方にご出席いただいておりますので、会議の開催要件を満たしていることをご報告いたします。 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。 本日の資料は、事前に郵送させていただきました「次第」と「資料１」から「資料１０」を合わせて全部で１１点でございます。お手元にございますか。 また、以上の資料のほか、今回初めて都市計画審議会委員となられた方に、今後の参考資料といたしまして、久喜市都市計画図の縮尺が 15,000 分の１のものと、久喜市都市計画マスタープランを机上に配付しております。 資料は以上でございます。不足等はございませんか。 【　資料確認　】

黒須係長	それでは、本日は、委員改選後の初めての審議会となりますので、会議の運営に関する基本的な事項について、４点ほどご説明させていただきます。 まず、１点目は、「会議の公開」についてでございます。 「資料３」の１ページ目をご覧ください。 本審議会の会議につきましては、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第３条に基づき、公開とさせていただきます。 ２点目は、「審議会の傍聴」についてでございます。 「資料３」の４ページ目をご覧ください。 第７条には、「何人も、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。」と定められております。 また、同条例に基づく傍聴手続につきましては、「資料４」の「傍聴要領」のとおり取り扱いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 なお、本日の傍聴者は、おりません。 ３点目は、「会議録の作成」についてでございます。 「資料３」の４ページ目をご覧ください。 第９条及び第１０条には、「会議録を作成し、会議録の写しを閲覧に供しなければならない。」と定められております。 そのため、本日、並びに今後において開催される会議におきましても、その状況を記録するため、録音及び写真撮影を行うことについて、ご了承いただきたいと存じます。 また、会議録の作成形式は、全文記録を基本とし、市ホームページ等で公開いたします。 なお、会議録の確認及び署名につきましては、会長にお願いしたいと存じます。 ４点目は、「委員名簿」についてでございます。 「資料５」をご覧ください。

黒須係長	令和８年８月２５日から２年間の本審議会の委員名簿でございます。 この名簿に記載されている事項のうち、「氏名」と「選任区分」が、公職者名簿及び市ホームページにおいて公開されることとなりますので、ご了承いただきたいと存じます。 なお、「住所」、「連絡先」、「生年月日」は、公開いたしません。 会議の運営に関する基本的な事項の説明は、以上でございます。 続きまして、次第２の「あいさつ」でございます。 貴志市長よりご挨拶を申し上げます。
貴志市長	【　貴志市長　あいさつ　】
黒須係長	続きまして、次第３の「審議会委員及び事務局職員の紹介」でございます。 本日は、初めての審議会でございますので、大変恐縮ではございますが、委員の皆様からひと言ずつご挨拶をいただきたいと存じます。 それでは「資料５」の名簿順に、青木委員からお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
各委員	【　各委員の自己紹介　】 委員の皆様、ありがとうございました。 続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきたいと存じます。
事務局職員	【　事務局職員の紹介　】
黒須係長	続きまして、次第４の「会長及び副会長の選出」についてでございます。 議事の進行につきましては、会長及び副会長が選出されるまでの間、貴志市長にお願いしたいと存じます。 それでは貴志市長、よろしくお願いいたします。
貴志市長	それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。 今回は、委員委嘱後の初めての会議となりますので、本審議会の所掌事務、委員構成、それから会長及び副会長の選出方法の前例などについて、事

貴志市長	務局から説明をお願いいたします。
條野主事	都市計画課の條野と申します。 久喜市都市計画審議会の所掌事務等につきましてご説明いたします。 はじめに、「資料１」の１ページ目をご覧ください。 本審議会は久喜市都市計画審議会条例第１条のとおり、都市計画法第７７条の２第１項に基づき設置しております。 次に、本審議会の所掌事務につきましては、都市計画法第７７条の２第１項及び第２項に基づき、同法に基づく都市計画の決定又は変更に関する事項や、市長の諮問に応じ、都市計画に関する様々な事項について調査審議を行います。 次に、本審議会の委員につきまして、同条例第３条のとおり、１５人以内で組織し、学識経験者、市議会議員及び公募による市民に委嘱しております。 次に、「資料１」の２ページ目をご覧ください。 本審議会の会長及び副会長につきましては、同条例第５条第１項に基づき、各１名を置くこととしております。 なお、会長は同条例第５条第２項に基づき、学識経験者として委嘱された委員の中から、委員の選挙により決定することとなっており、副会長は同条例第５条第３項に基づき、委員の中から選挙することとなっております。 最後に、本審議会において、これまで会長及び副会長を選出した際の方法でございますが、会長は指名推薦で選出し、また、副会長は会長の指名により選出しております。 説明は以上でございます。
貴志市長	ありがとうございました。 それではここで、会長及び副会長の選出方法について皆様にお諮りいたします。

貴志市長	これまで本審議会においては、会長は指名推薦により選出し、副会長は会長の指名により選出しているという説明がありました。 今回につきましても、この方法により選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	【　「異議なし」の声　】
貴志市長	「異議なし」と認め、会長の指名推選を行います。 それでは、どなたか推薦をお願いいたします。
園部委員	はい。
貴志市長	園部委員、お願いします。
園部委員	都市計画審議会では、久喜市の将来を見据え、専門的なことを審議することもございますので、会長は都市計画に精通された方が適任であると考えます。 ついては、埼玉県の職員としてご活躍され、都市計画やまちづくりを所管する部署にも在籍された経験がお有りであり、前回の任期で会長を務められた海老原委員を推薦いたします。
貴志市長	ありがとうございました。 ただいま園部委員から、海老原委員をご推薦いただきました。 ほかに推薦はありますでしょうか。よろしいでしょうか。 それではここで、皆様にお諮りいたします。 会長は海老原委員にお願いするということで、よろしいでしょうか。
各委員	【　「異議なし」の声　】
貴志市長	ありがとうございます。 それでは「異議なし」と認め、会長は海老原委員に決定したいと存じます。 海老原委員もよろしいでしょうか。
海老原委員	はい。

貴志市長	ありがとうございます。よろしくお願いします。 それではご本人の了解をいただきましたので、会長は海老原委員に決定をいたします。 それでは続きまして、副会長の選出を行います。 副会長の選出は、会長の指名となりますが、海老原会長、いかがいたしましょうか。
海老原会長	はい。門脇委員にお願いしたいと思います。 先ほども自己紹介の中でありましたけれども、杉戸町の職員として、また、特に副町長として、行政全般に精通されたその豊富な経験を、この審議会の場でも生かしていただければと思っております。
貴志市長	ありがとうございました。 ただいま、海老原会長から、副会長は門脇委員にお願いしたいというご発言がありましたが、いかがでしょうか。
各委員	【　「異議なし」の声　】
貴志市長	ありがとうございます。 それでは「異議なし」と認め、副会長は門脇委員に決定したいと存じます。 それでは門脇委員もよろしいでしょうか。
門脇委員	はい。
貴志市長	ありがとうございました。 それでは改めまして、会長は海老原委員、そして副会長は門脇委員に決定いたしました。これから２年間どうぞよろしくお願いいたします。 皆様のご協力によりまして、円滑に会長及び副会長を選出することができました。 これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。

黒須係長	ありがとうございました。 会長及び副会長におかれましては、前の席にご移動をお願いできればと存じます。 【　会長及び副会長　席移動　】 それでは、会長及び副会長に就任のご挨拶をいただきたいと存じます。 はじめに、海老原会長お願いいたします。
海老原会長	【　海老原会長　挨拶　】
黒須係長	ありがとうございました。 続きまして、門脇副会長よろしくお願いいたします。
門脇副会長	【　門脇副会長　挨拶　】
黒須係長	ありがとうございました。 ここで、貴志市長におかれましては、次の公務がございますので、誠に申し訳ございませんが、退席させていただきます。 【　貴志市長　退席　】 引き続き、会議を進めてまいりたいと存じます。 進行につきましては、久喜市都市計画審議会条例第６条第１項に基づき、海老原会長にお願いしたいと存じます。 海老原会長、よろしくお願いいたします。
海老原会長	それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。 はじめに、次第５の「都市計画審議会の役割」について、事務局から説明をお願いいたします。
宮下主任	都市計画課の宮下と申します。 私から、都市計画審議会の役割につきましてご説明をさせていただきます。 それでは、資料６「都市計画審議会の役割について」をご覧ください。 本審議会では、会議の冒頭でも触れましたとおり、都市計画に関する様々

宮下主任	な事項の調査審議を行っております。 この都市計画とは、都市計画法に基づき定められる健全な都市をつくり上げていくことを目的とした、土地利用に関する様々なルールのことを言います。 本日は委員改選後、第１回目の会議ということで、主な都市計画をご紹介させていただきます。 まず１つ目が、用途地域でございます。 用途地域とは、住宅や商業施設、工場など、立地可能な建築物の種類を制限するために定める地域のことでございます。 ここで都市計画図をご覧いただきたいと存じます。 こちらの地図には、緑や赤、青色などが塗られておりますが、この色分けが、用途地域の種別を表しております。 用途地域は、全部で１３種類ございまして、大きく住居系、商業系、工業系に分けられます。 例えば、緑色や黄緑色は主に住宅が立ち並ぶ地域、赤色やピンク色は商業機能が集積する地域、青色は工場が多く立地する地域となっております。 このように、住宅地、商業地、工業地など、適切な棲み分けをすることで、それぞれの都市機能が混在するのを防ぐことが、用途地域を定める目的となっております。 次に、２つ目として、防火地域及び準防火地域でございます。 これは、火災に強い建築物の立地を推進することで、仮に火災が発生したとしても、延焼による被害が抑えられるように定められる地域となっております。 防火地域や準防火地域が指定されている場合において、建築物を建築する際には、火災に強い構造とするため、一定の防火措置を行うことなどが義務付けられております。

宮下主任	次に、３つ目として、地区計画でございます。 地区計画とは、街区単位などで、その地域におけるまちづくりの目標に沿って建築物に関するルールを定める制度のことです。 地区計画に定める具体的なルールとしては、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、高さの制限、かき・さくの構造の制限などがございます。 久喜市内には現在、１６の地区で地区計画が定められており、住宅地や工業地といった地域の特性を踏まえた細かなルールが、それぞれの地区計画に定められております。 ここまで、主な都市計画をご紹介させていただきました。 資料６にお戻りいただければと存じます。 次に、都市計画が正式にルールとして決定されるまでの流れを、簡単にご説明いたします。 用途地域や防火地域・準防火地域、地区計画などの都市計画を新たに定める場合、又は現行の都市計画を変更する場合は、都市計画法に基づく手続を行う必要があります。 大まかな流れとしましては、まずは市が、埼玉県をはじめとする関係行政機関との協議や、住民の方を対象とした説明会の開催などを経て、都市計画の案を作成いたします。 その後、都市計画審議会において、この都市計画の案についてご審議をいただきます。 審議会から答申をいただきましたら、所定の手続を経て、正式に都市計画決定又は変更がなされます。 最後に、本審議会の開催状況についてでございます。 令和６年度は、令和６年９月２６日、同年１１月１４日及び令和７年３月１７日、令和７年度は、令和７年９月３０日、同年１２月２４日及び令和８年３月１９日の、それぞれ３回ずつ審議会を開催させていただきました。

宮下主任	内容といたしましては、生産緑地や下水道の変更、建築基準法第５１条に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置、都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直しなどとなっております。 以上が、都市計画審議会の役割についてのご説明でございます。
海老原会長	ただいまの説明につきまして、皆様からご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。 よろしいですか。 続きまして、次第６の「報告」に移らせていただきます。 それでは報告「久喜市立地適正化計画について」は、情報量が非常に多いと思われますので、はじめに資料７「立地適正化計画の制度概要」と資料８「令和７年度の検討状況」について、事務局から説明をお願いいたします。
黒須係長	都市計画課計画・堤防対策係の黒須と申します。 私からは、報告事項の久喜市立地適正化計画についてご説明させていただきます。 本市では、人口減少や少子高齢化の進行を見据え、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現するため、令和７年度から立地適正化計画の策定に向けた検討業務を進めております。 本日の報告事項は、令和８年度に入ってから検討を進めてまいりました「防災指針（案）」の説明に加え、市民参加の一環として、６月に開催しました「オープンハウスの実施結果」について報告させていただきますが、今回の改選によりまして、新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、これらの説明に先立ちまして、改めて「立地適正化計画の制度概要」と、「令和７年度の検討状況」についてご説明させていただきます。 はじめに、「立地適正化計画の制度概要」について、資料７を用いて説明させていただきます。 １ページ目をご覧ください。

黒須係長	「１　立地適正化計画制度の概要」でございます。 近年における地方都市をめぐる環境の変化として、人口減少や少子高齢化の進行、地域産業の停滞などによりまちの活力の低下、市街地の拡散による低密度な市街地の増加、厳しい財政状況の中、公共施設の維持など行政運営にかかる費用の増加に加え、近年、頻発・激甚化している自然災害による被害の増加や都市機能の喪失などが挙げられます。 こうした都市環境の変化を背景として、持続可能なまちづくりが求められております。 次のページをご覧ください。 持続可能なまちづくりを進めるためには、コンパクト・プラス・ネットワークという考え方が重要となっています。 コンパクトシティは、市内に拠点を設定し、そこへ生活サービス機能などの都市機能や居住機能を集約・誘導して、人口集積を図るという考え方です。 ネットワークは、主に市内を運行しているバスなどの公共交通を対象として、まちづくりの連携を図りながら、公共交通ネットワークの再構築を図るという考え方です。 この２つの考え方を併せ持ったものを、コンパクト・プラス・ネットワークと言い、これらの取組を進めることが重要となります。 下段をご覧ください。 具体的には、医療、福祉、商業等の生活サービス施設や、住居等がまとまって立地していること、あるいは、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により生活サービス施設にアクセスできるなど、日常生活に必要な施設が住まいなどの身近に存在することを言います。 これらの実現を図るため、多極ネットワーク型コンパクトシティを目指すことが望ましいとされております。

黒須係長	その中で、コンパクトシティをめぐる誤解というものがいくつかございます。 １つ目として、「一極集中」でございます。 市内の最も主要な拠点である１箇所に全ての機能を集約させると思われがちですが、そのようなことは行わず、中心的な拠点だけではなく、旧市町の市街地などの生活拠点も含めた多極ネットワーク型のコンパクト化を目指します。 ２つ目として、「全ての居住の集約」でございます。 全ての居住者を一定のエリアに誘導することは目指しておりません。 例えば、農業などの従事者が農村部に居住することは当然のことです。 居住の誘導は、一定のエリアの人口密度を維持することにより、日常生活に必要となるスーパーマーケットなどの都市機能の維持を図るという考え方の下に行われます。 ３つ目として、「強制的な集約」でございます。 集約を行う際は、強制的に短期間で移転を行うことはしません。 市民が居住を集約するエリアに移転したいと思えるようなインセンティブを講じながら、中長期的な視点に基づき、徐々に居住の集約を促進します。 次のページをご覧ください。 「計画の位置づけ」でございます。 立地適正化計画は、都市計画を補完又は強化し、都市の将来像を実現するための計画でありますことから、広域的な見地から都市計画の方針を定めた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に則するとともに、市のまちづくりの基本方針を定めた「都市計画マスタープラン」との調和を図ることが求められます。 また、「地域公共交通計画」は、ネットワークの形成を図る役割を担っております。

黒須係長	そのようなことから、コンパクト・プラス・ネットワークの推進については、立地適正化計画と地域公共交通計画の連携によって進められるものとなります。 加えて、公共施設や防災など、庁内の関連計画とも整合や連携を図りながら、計画の検討を進めていくことが重要となります。 次に下段の「計画期間」でございます。 本計画は、長期的な視点に基づいた計画でありますことから、概ね２０年後の都市の姿を展望した上で策定することとなっています。 そして、概ね５年ごとに評価・検証を行うことを基本としております。 今後２０年の間に、総合振興計画や関連計画の改定などがありますことから、それらに応じて見直しや変更を行うことが考えられます。 また、国土交通省では、各都市の立地適正化計画の実効性の向上を目的として、適切な計画の見直しを促進するため、「まちづくりの健康診断」を行っています。 この結果によって、計画の見直しや変更を行うことも考えられます。 次のページをご覧ください。 「２　立地適正化計画制度で定める内容」でございます。 記載されている１から８の項目が、立地適正化計画で定める事項となっており、これがそのまま目次構成になるイメージです。 １の「立地適正化計画の対象区域」は、都市計画区域であることから、本市の場合は、市全域が対象になります。 ２の「立地適正化計画に関する基本的な方針」では、まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を示すこととなっております。 ３の「都市機能誘導区域」から６の「防災指針」については、後ほどご説明させていただきます。 ７の「誘導施策」は、都市機能や居住の誘導を図るために必要な施策を整

黒須係長	理するものでございます。 最後の８の「目標値の設定・評価方法」では、施策等の達成状況と効果を評価・分析するための目標値を設定します。 次に下段の「各区域の関係性」でございます。 立地適正化計画の区域は、先ほど説明いたしましたが、都市計画区域全体とすることが基本となります。 また、立地適正化計画の区域内に、青色の居住誘導区域と、赤色の都市機能誘導区域を定めることとなりますが、青色の居住誘導区域は、黄色の市街化区域内でのみ定めることができ、赤色の都市機能誘導区域は、青色の居住誘導区域の中にあります駅などの拠点において定めることとなります。 次のページをご覧ください。 「都市機能誘導区域」でございます。 赤色の都市機能誘導区域は、医療や商業施設等の都市機能を拠点に集積し、サービスの効率的な提供を図る区域のことでございます。 原則、青色の居住誘導区域内に設定するものでございまして、鉄道駅に近い区域や都市機能は一定程度充実している区域など、複数の箇所に設定することができます。 また、都市機能誘導区域を設定することにより、届出制度の運用が始まります。 これは、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度でございます。 届出が必要なケースとしては、都市機能誘導区域外で誘導施設の整備を行った場合のほか、都市機能誘導区域内で誘導施設の休止や廃止を行った場合となります。 次に、下段の「誘導施設」でございます。 誘導施設は、居住者の日常生活や利便の増進のために、都市機能誘導区域

黒須係長	へ誘導を図る施設のことです。 都市機能誘導区域ごとに、各拠点の特性を踏まえ、立地を誘導すべき機能を検討し、誘導施設を設定いたします。 なお、誘導施設の設定がない場合は、都市機能誘導区域の設定はできません。 次のページをご覧ください。 「居住誘導区域」でございます。 青色の居住誘導区域は、人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導していく区域のことです。 居住誘導区域は市街化区域に設定します。 また、都市機能誘導区域と同様に届出制度があり、居住誘導区域外で３戸以上の住宅建築など、一定規模以上の住宅開発等を行った場合に届出が必要となります。 次に、下段の「防災指針」でございます。 防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる防災・減災対策などを定めるものとなります。 居住誘導区域を設定し、居住を促進する以上は、その区域における防災・減災対策を十分に整理した上で、区域設定を行うことが求められています。 防災指針の内容といたしましては、災害ハザード情報の収集及び整理、災害リスクの高い地域の抽出などに基づき、防災上の課題を整理し、防災まちづくりの将来像や取組方針を設定します。 また、設定した取組方針に基づき、防災・減災に向けた具体的な取組内容や取組スケジュールを記載するものでございます。 なお、防災指針は、地域防災計画や国土強靱化地域計画など、市の防災関連計画と整合を図りながら検討を進める必要がございます。 以上が、「立地適正化計画の制度概要」についての説明でございます。

黒須係長	続きまして、「令和７年度の検討状況」について、資料８を用いて説明させていただきます。 ２ページをご覧ください。 「１　現況分析・都市構造上の課題」でございます。 現況分析の結果と分析に基づく都市構造上の課題を６つの項目に分けて整理いたしました。 はじめに、「（１）市街化区域における更なる人口密度の確保」でございます。 図は、左側の令和２年と右側の令和２７年の人口密度を比較したものとなりますが、令和２年時点では赤線の市街化区域内のうち、工業系用途地域を除く広範囲で、市街化区域の設定基準となる人口密度４０人／ヘクタール以上となっていることが確認できます。 また、令和２７年の将来推計の結果でも、市街化区域の広範囲で人口密度４０人／ヘクタール以上が確保される見込みとなっております。 しかしながら、今後の人口減少により、栗橋駅周辺や菖蒲町菖蒲周辺では、人口密度４０人／ヘクタールを下回る地域も見込まれ、生活利便性の維持が困難になることが懸念されます。 このため、市内転居や市外からの転入の際に、居住を緩やかに誘導することにより、市街化区域における更なる人口密度を確保することが必要となります。 次に、「（２）子育て世代の定住・転入の促進」でございます。 こちらのグラフは、年齢を、青色の年少人口、黄色の生産年齢人口、薄い緑色の老年人口の３つに区分した際の人口の推移を示したものとなります。 総人口は２００５年（平成１７年）をピークに緩やかな減少傾向となり、２０５０年（令和３２年）には約１１万７千人になることが見込まれております。

黒須係長	年齢別に見ると、年少人口と生産年齢人口は、減少し続ける一方で、老年人口は２０４０年（令和２２年）まで上昇を続け、２０５０年（令和３２年）には、老年人口の割合が、４０％を超えることを踏まえると、健全な年齢構成バランスの維持が困難になることが懸念されます。 このため、子育て支援環境の充実などにより、子育て世代の定住・転入を促進することが必要となります。 次のページをご覧ください。 「（3）空き家や低未利用地の利活用促進」でございます。 図は、左側の空き家と、右側の低未利用地の分布図になりまして、どちらも市街化区域を中心に、市全域に点在していることが確認できます。 今後の人口減少に伴い、空き家や低未利用地が更に増加していくことによって、生活環境の悪化や地域活力の低下が懸念されます。 このため、地域住民が利用できる広場の創出や、都市機能施設の立地用地としての活用や、空き家のリノベーションなどにより、それらの利活用を促進することが必要となります。 次に、「（4）鉄道利用促進や広域からの来訪者増加を促す高次都市機能の誘導」でございます。 図は、医療や商業等の都市機能施設の立地状況を基に、生活利便性を点数化したものになります。 鉄道駅などを中心として、生活利便性が高い地域が形成されていることが確認できます。 一方で、日常生活を支えることを目的とした都市機能施設が多く、人口減少に伴う鉄道利用の減少や、市外などの広域からの来訪者の減少が懸念されます。 このため、鉄道利用の促進や広域からの来訪者の増加を促し、市内外の方に自慢できる本市の顔となる高次都市機能を誘導していくことが必要となり

黒須係長	ます。 次のページをご覧ください。 「（５）水害リスクを前提とした防災性の高い居住地の形成」でございます。 図は、計画規模と想定最大規模の浸水想定区域図となります。 左側の計画規模とは、１５０年から２００年に１回程度の確率で発生することが見込まれ、河川整備等のハード対策を計画するときの基準となる規模の大雨を想定したものとなります。 右側の想定最大規模とは、１，０００年に１回程度の確率で発生することが見込まれ、ハザードマップ等のソフト対策を検討するときの基準となる最大規模の大雨を想定したものとなります。 計画規模及び想定最大規模のいずれも、市全域に水害リスクを有しており、近年の自然災害の激甚化・頻発化により、想定を超える災害が発生する可能性も懸念されます。 このため、災害リスクを適切に把握し、リスクの大きさに応じた取組を推進することにより、水害リスクを前提とした防災性の高い居住地を形成することが必要となります。 次に、「（６）持続可能な都市経営の推進」でございます。 グラフは、左側の平成２５年度と右側の令和５年度における歳出状況となっております。 近年、民生費が増加しており、今後の人口減少及び高齢化率の上昇により、税収の減少や民生費が増加し、行政サービスの水準が低下することが懸念されます。 このため、将来にわたり、現在の行政サービス水準を維持することを目指して、持続可能な都市経営を推進することが必要となります。 こうした課題に対応するため、本市では、昨年度より、立地適正化計画の

黒須係長	策定に向けた検討を進めているところでございます。 次のページをご覧ください。 「２　まちづくりの方針（案）の検討」でございます。 まちづくりの方針については、上位関連計画との整合性及び都市構造上の課題を踏まえて設定しております。 方針は４つ設定しており、「都市機能の誘導」、「居住の誘導」、「公共交通の充実」、「防災」となります。 まず、赤色の「都市機能の誘導」に関する目標については、多様な都市機能の維持・充実と低未利用地の活用による魅力ある拠点の形成、青色の「居住の誘導」に関する目標については、子育て世代等の転入や地域文化の継承を促す居住環境の形成、黄色の「公共交通の充実」に関する目標については、拠点を結ぶ誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの維持・充実、緑色の「防災」に関する目標については、水害等のリスクとの共存を目指した防災・減災対策の推進としております。 次に、「３　拠点・公共交通軸（案）の検討」でございます。 拠点の設定については、都市計画マスタープランの位置付けに基づき、人口の集積、都市機能の集積、拠点へのアクセス性を踏まえて設定しております。 久喜駅周辺を中心拠点に位置付けるほか、鷲宮駅周辺、東鷲宮駅周辺、栗橋駅周辺、南栗橋駅周辺、菖蒲バスターミナル周辺を地域・生活拠点に位置付けております。 公共交通軸については、鉄道と路線バスを基幹的な軸として位置付けております。 次のページをご覧ください。 「４　都市機能誘導区域・誘導施設（案）の検討」でございます。 都市機能誘導区域については、中心拠点と地域・生活拠点を対象に、鉄道

黒須係長	駅やバス停からの徒歩圏、商業系用途地域を指定している区域、既存の都市機能施設の立地状況に加え、個別施策やまちづくりの検討区域などを踏まえ、各拠点に設定をしております。 続いて７ページの下段の誘導施設（案）については、病院、大規模小売店舗、保育所、金融機関、コワーキングスペースなど、拠点に求められる都市機能を整理し、都市機能誘導区域ごとに立地の方向性を示しています。 次のページをご覧ください。 「５　居住誘導区域（案）の検討」でございます。 居住誘導区域は、都市機能誘導区域が設定された区域、基幹的公共交通の徒歩圏かつ生活サービス施設の徒歩圏、将来人口密度が４０人／ヘクタール以上となる区域を対象に設定しています。 さらに、これらのうち、工業系用途地域を指定している区域や地区計画で居住が制限されている区域を除き、居住誘導区域を示しております。 なお、各誘導区域や、誘導施設の設定については、現在、庁内検討会議や都市計画審議会でいただいたご意見のほか、防災指針の検討結果を考慮・精査している状況でありまして、最終的な案は、次回の会議でお示しさせていただきます。 以上が「令和７年度の検討状況」についての説明でございます。
海老原会長	ありがとうございました。 事務局から、「立地適正化計画の制度概要」と、「令和７年度の検討状況」についてご説明をいただきました。 ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがですか。
門脇副会長	はい。
海老原会長	門脇副会長、お願いします。
門脇副会長	初めてなので分からない点を教えていただきたいのですが、立地適正化計

門脇副会長	画を策定するスケジュールについて、どのような期間で、どのような審議の過程を経て、最終的に計画が策定されるのか、教えていただければと思います。
海老原会長	スケジュールについて、事務局からお願いいたします。
黒須係長	立地適正化計画の策定スケジュールでございますが、令和７年度と令和８年度の２か年をかけて取り組んでおります。 まず、令和７年度につきましては、上位・関連計画の整理や、現況分析から抽出された課題の整理のほか、市民アンケート調査に基づいて、先ほどご説明差し上げたまちづくりの方針の策定や、各種誘導施設や誘導区域の検討を行いました。 併せて、庁内検討会議を立ち上げ、本計画の内容について検討するとともに、久喜市都市計画審議会で３回報告させていただき、委員の皆様のご意見を頂戴したところでございます。 令和８年度におきましては、防災指針の検討と、各誘導区域と誘導施設の精査、それから定量的な目標値や評価方法の検討などを経て、本計画の素案を作成するとともに、市民参加としてパブリック・コメント等を実施した上で、令和９年３月末に本計画を策定する予定でございます。 また、策定に当たっては、庁内検討会議や本審議会において、皆様のご意見を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。
海老原会長	今の質問の中で、本審議会は何回開催するのかという話は出ていなかったのですが、その点はどうですか。
黒須係長	令和８年度における本審議会の回数でございますが、今回を含めまして３回を予定しています。
海老原会長	分かりました。そうすると、残り２回で策定に至るというスケジュールということでよろしいですね。
黒須係長	はい。

海老原会長	分かりました、ありがとうございます。 そのほか、ご質問等いかがでしょうか。
石田委員	はい。
海老原会長	石田委員、お願いいたします。
石田委員	個人的な意見を申し上げますが、今回初めて都市機能誘導区域などを詳しく拝見させていただきました。 私も菖蒲に住んでおりますが、この菖蒲バスターミナル周辺については、道路渋滞が激しいと思っております。 今後、都市機能を誘導していくと、更に道路が渋滞するのではないかと危惧しておりまして、先ほどのまちづくり方針（案）の３でも「公共交通の充実」とありましたが、基本的には自家用車から公共交通へのシフトを推進してもらうのが、渋滞緩和の点でも有効ではないかと思っております。 そのためには、公共交通の利便性向上が必要ですが、例えば菖蒲バスターミナル周辺ですと、久喜駅行きや桶川駅行きなど様々であったり、あとはバスターミナルにバスがほとんど入ってない状況であったり、まだまだ改善する余地があると思っております。 交通結節点の整備について、この「拠点を結ぶ」という考え方は久喜市地域公共交通会議でも話題に上がっているのですが、特に菖蒲の場合は、路線バスを走らせている朝日バスとの連携が必要不可欠ですので、交通担当課に言う話かもしれないのですが、まちづくり担当課においてもその辺りを意識していただきたいと思っております。 あと、これは余談ですが、例えば宇都宮ですと宇都宮ＬＲＴが、その道路を１車線潰して路面電車を引いたら、むしろ渋滞が減ったという事例があったりしますので、菖蒲バスターミナルでも、例えば川越栗橋線という県道が横を走っているんですけれども、そこがやはり渋滞が激しいので、例えば道路を拡幅して１車線バスレーンを引いたりであるとか、そういったハード・

石田委員	ソフトの両面で、自家用車から公共交通へのシフトへ今後誘導するに当たっては意識していければなと思っております。
海老原委員	ありがとうございます。 立地適正化計画の中に、例えば菖蒲バスターミナルで道路が渋滞していることに対して、公共交通の利便性を高めるということが可能かどうか、そういった検討があるのかどうか、ＬＲＴの話も出ましたけれども、そう言った計画は恐らく久喜市にはないと思いますが、もしあるのでしたらお話いただければと思います。
黒須係長	立地適正化計画は本市地域公共交通計画と深い関わりを持っており、本計画の策定庁内検討会議には地域公共交通計画の所管課長も出席しておりますので、いただいた情報を共有しながら、今後の方向性を検討してまいりたいと考えます。 なお、立地適正化計画の中にそのようなことを位置付けることは、難しいものと考えております。
海老原委員	ありがとうございます。 よろしいですか。
石田委員	はい。 立地適正化計画においては確かに交通に特化するというのはなかなか難しいので、今後誘導していくに当たり、公共交通担当課とも連携していけたら嬉しく思います。
海老原会長	今の意見も踏まえてということでご検討いただければと思います。 そのほか、いかがですか。
瀬川委員	はい。
海老原会長	瀬川委員、どうぞ。
瀬川委員	２つほど質問がありまして、まず１点目が、今までの立地適正化計画の進捗や、計画の方針というものが、本日も報道で出ていますけれども、今の久

瀬川委員	喜市の状況の中で、これまでと計画が大きく方針が変わるようなことがあるのかどうか。もう１点が、地域的なことですが、南栗橋駅から東鷲宮駅に向けて実証実験事業という形でバスの運行がスタートする計画があります。その計画自体は、朝晩の通勤通学だけを想定した事業になっていて、かつ、結果次第では継続できるかどうか分からないという方針が議会の中でも示されています。この立地適正化計画の方針を考えると、その辺は継続的な運行が必要になるのではないかというところで、先ほどの石田委員からの指摘と同様ですが、今後の計画の方向性について、交通担当課と一緒になって進めていっていただけるのかどうか、この２点を確認させてください。
海老原会長	事務局よろしいですか。立地適正化計画は全く新規で作成するものであること、それから、南栗橋のバスの関係についての意見を頂きましたが、それについていかがでしょうか。
黒須係長	地域公共交通計画の所管課とは、逐一情報共有しております。 また、立地適正化計画の見直しは５年ごとであり、その間に地域公共交通計画の所管課と協議した結果等については、見直しのタイミングで盛り込んでまいりたいと考えております。
海老原会長	瀬川委員、よろしいですか。
瀬川委員	はい。
海老原会長	ありがとうございました。 そのほか、いかがでしょうか。
永楽委員	はい。
海老原会長	永楽委員、お願いできますか。
永楽委員	誘導による集約ということで、インセンティブを講じながら徐々に居住の集約化を推進すると書いてありますが、余程のインセンティブがない限り、久喜市内で引っ越すということがイメージできないのですが、災害に遭ったとしてもその居住地を移動したくないという人が多くいる中で、久喜市内で

永楽委員　　どのように居住を移していくのか、とても気になりました。

海老原会長　　ありがとうございます。

居住の誘導について、余程のインセンティブという話がないとやはり難しいという意見がありました。

どんなインセンティブを考えているのか、そこまで具体的な話があるか分からないですけれども、それに対して何か事務局から意見等ございますか。

黒須係長　　現在、庁内において、どのようなインセンティブを講じることができるか協議している段階であり、次の審議会でお示しする予定でございます。

また、この立地適正化計画は２０年にわたる計画であり、長期的な視点で皆様の選択により緩やかに誘導していくというのがこの計画の趣旨でございますので、何卒その趣旨をご理解いただきたいと存じます。

海老原会長　　よろしいですか。

永楽委員　　はい。

海老原会長　　なかなか難しいと思います。

岸田委員　　はい。

海老原会長　　はい、岸田委員お願いいたします。

岸田委員　　１点質問させていただきたいのですが、市街化区域の中に、居住誘導区域、それから都市機能誘導区域を設定しますということですね。それで、誘導施設について、資料８の７ページの「誘導施設（案）」にある病院、大規模小売店舗、スーパーマーケット、保育所等の具体的な名称については、審議会の委員にお知らせできますでしょうか。誘導施設の具体性がないと、案の内容について判断がつかないと思いますが、その点はいかがでしょうか。

海老原会長　　具体的な施設名が分からないと判断がつかないという話がありましたが、それについていかがですか。具体的な店舗名など、そういった資料をお示しするということでよろしいですか。

岸田委員　　はい。それがないと、自分が住んでいる地区にある施設は分かりますが、

岸田委員	各地区にこれがありますよと言われても、判断がつかないと思います。
海老原会長	事務局、いかがでしょうか。
黒須係長	商業施設や医療施設等のリストがございますので、次回の審議会開催時にご用意させていただければと存じます。
海老原会長	ありがとうございます。よろしくお願いします。 そのほか、いかがですか。 質問がなければ、続きまして、資料９「防災指針（案）の検討」と、資料１０「オープンハウスの実施結果」について、事務局から説明をお願いいたします。
黒須係長	続きまして、「防災指針（案）の検討」について、資料９を用いてご説明させていただきます。 それでは、１ページをご覧ください。 「１　防災指針の概要」でございます。 防災指針は、近年頻発・激甚化する自然災害に対応するため、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針です。 防災指針では、災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせて分析し、災害リスクの状況を把握した上で、防災上の課題を整理し、防災・減災のまちづくりに向けた取組方針を定めるとともに、取組方針を踏まえた具体的な取組内容と取組スケジュールをお示しするものでございます。 また、防災指針は、「地域防災計画」や「国土強靱化地域計画」と密接に関係するため、これらの計画と整合を図りながら、内容を検討していくものでございます。 次のページをご覧ください。 下段の「２　災害ハザード情報の収集、整理」でございます。 本市では、洪水、内水、そして地震の３つの災害ハザードが指定されてお

黒須係長	り、これらを基礎として、災害リスクの分析を行います。 次のページをご覧ください。 「３　災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせによる分析」でございます。 本市で想定している洪水、内水、地震のハザード情報を基に、建物分布や避難所、医療施設などの都市情報を重ね合わせ、災害リスクの高い地域を把握するための分析を行います。 分析の視点について、表に整理いたしましたので、ご覧ください。 左側の青色で着色しているのが、洪水や地震などの災害ハザード情報、真ん中の赤色で着色しているのが、建物分布や避難所などの都市情報、右側の緑色で着色しているのが、災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、どの地域でどのような災害リスクがあるかを確認するための分析の視点でございます。 分析の視点は、国の手引きを参考に、①から⑰となっております。 次のページをご覧ください。 ここからは、災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせた分析結果になります。 大変恐縮ではございますが、時間の都合上、この４ページと５ページを説明させていただきまして、その後の６ページ以降は割愛させていただきたいと存じます。 それでは、こちらの４ページは、計画規模の浸水深と建物分布を重ね合わせて、垂直避難の可否を分析した結果となります。 分析の結果、久喜地区の市街化区域の北側、栗橋地区及び鷲宮地区の市街化区域では、凡例の「浸水深３メートル以上５メートル未満の区域の１階～２階建て」である緑色が多く着色されており、垂直避難が困難となる区域に建物が集積していることが確認できます。

黒須係長	さらに、栗橋駅周辺では、凡例の「浸水深５メートル以上１０メートル未満の区域の１階～４階建て」であるオレンジ色の着色となり、早期に浸水想定区域外へ避難する必要がある区域に建物が集中していることが確認できます。 続いて５ページは、想定最大規模の浸水深における分析結果となりますが、概ね計画規模と同様、久喜地区の市街化区域の北側、栗橋地区及び鷲宮地区の市街化区域に加えて、昭和沼周辺でも、浸水深３メートル以上５メートル未満となり、垂直避難が困難となる区域に建物が集中しているほか、栗橋駅周辺では、浸水深５メートル以上１０メートル未満となり、早期に浸水想定区域外へ避難する必要がある区域に建物が集中しております。 恐れ入りますが、少しページを飛ばしまして、２７ページをご覧ください。 こちらの２７ページでございますが、「４　地区ごとの防災上の課題の整理」でございます。 重ね合わせによる分析結果を踏まえ、都市計画マスタープランの地区区分に基づき、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定する上での防災上の課題を整理いたしました。 次のページをご覧ください。 はじめに、久喜地区における防災上の課題でございます。 久喜駅を中心とする市街化区域内では、浸水深３メートル以上５メートル未満の区域が指定され、垂直避難が困難な建物が集中しています。 さらに、浸水による医療施設や防災拠点施設等の機能低下が懸念されるほか、活用可能な避難所等へ徒歩でのアクセスが困難となる区域が存在します。 また、浸水が７２時間以上継続する区域に建物が集中し、こちらで病人と示しております病院や診療所の入院患者や、要配慮者と示しております障が

黒須係長	い者や高齢者福祉、子育て施設の利用者の長期孤立が発生するおそれがあることに加え、青毛堀川沿いにおいて、家屋倒壊等氾濫想定区域の河岸侵食が想定される区域に建物が立地している点も課題となります。 内水については、頻繁な浸水被害が懸念されているほか、地震については、液状化の可能性が高い区域に建物が集中していることも課題に挙げられます。 東北自動車道沿いでは、アンダーパスが浸水により遮断されるおそれがあるほか、備前堀川や庄兵衛堀川等の河川等では、河岸侵食が想定される区域に建物が集中している点も課題となります。 次に、下段の菖蒲地区における防災上の課題でございます。 備前堀川や星川等の河川沿いで、河岸侵食のおそれがある区域に建物が集中しているほか、菖蒲町上栢間では、地震による建物倒壊危険度の高い区域に、避難所等が立地している点が課題となっています。 次のページをご覧ください。 栗橋地区における防災上の課題でございます。 地区の北東側では、洪水により浸水深３メートル以上５メートル未満の区域が指定され、垂直避難が困難な建物が集積しています。 さらに、栗橋駅東口周辺では、浸水深５メートル以上１０メートル未満の区域も指定されており、早期に浸水想定区域外への避難が必要となる建物が集中しております。 また、活用可能な避難所等へ徒歩でのアクセスが困難な区域が存在するほか、社会福祉施設や防災拠点施設の機能低下や、アンダーパスの途絶が懸念されています。 加えて、浸水が７２時間以上継続する区域に建物が集中し、病人や要配慮者の長期孤立が発生するおそれや、家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流が想定される区域への建物の立地が課題となっております。

黒須係長	地震については、液状化の可能性が高い区域に建物が集中していることも課題に挙げられます。 次に、下段の鷲宮地区における防災上の課題でございます。 鷲宮駅周辺では、洪水により、浸水深３メートル以上５メートル未満の区域が指定され、垂直避難が困難な建物が集中しております。 また、活用可能な避難所等へ徒歩でのアクセスが困難な区域が存在するほか、医療施設や防災拠点施設等の機能低下、浸水が７２時間以上継続する区域に建物が集中していること、河岸侵食が想定される区域に建物が立地していることが課題となっております。 内水については、頻発な浸水被害が懸念されるほか、地震については、液状化の可能性が高い区域に建物が集中していること、建物倒壊危険度が高い区域に避難所等が立地していることが課題に挙げられます。 東鷲宮駅周辺では、洪水により浸水深３メートル以上５メートル未満の区域が指定され、垂直避難が困難な建物が集中しております。 また、アンダーパスが浸水により途絶するおそれがあるほか、浸水が７２時間以上継続する区域に建物が集中し、病人の長期孤立が発生することが懸念されます。 地震については、液状化の可能性が高い区域に建物が集中していることも課題となっております。 また、市全域においては、洪水時に緊急輸送道路が途絶するおそれもあります。 次のページをご覧ください。 「５　地区ごとの取組方針の検討」でございます。 こちらは、先ほどの「令和７年度の検討状況」において説明しました緑色のボックスで示しているまちづくりの方針に加えて、これまでの災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせによる分析結果、そして、地区ごとに整理し

黒須係長	た防災上の課題を踏まえ、洪水、内水、地震といった災害リスクに対して、どのように防災機能を高めていくのかを７つの取組方針として示したものになります。 まず、取組方針①の「河川等の整備」では、堤防の整備や水路の維持管理を行うとともに、治水機能の負荷を軽減するための、貯留機能の向上を図ります。 取組方針②の「雨水対策の充実」では、雨水排水施設の整備や雨水流出を抑える施設の整備を進めるほか、公共下水道における雨水幹線等の効率的な整備を推進します。 取組方針③の「液状化対策の実施」では、地震等の液状化による被害を防ぐため、住宅や施設の液状化対策について、事業者等への指導を行います。 取組方針④の「避難所や避難路等の整備」では、安全な避難を確保するため、避難所機能の充実や緊急避難経路の整備・維持管理を進めます。 取組方針⑤の「災害に強い都市環境の形成」では、グリーンインフラの活用や、防災拠点の整備を進めるとともに、建築物の耐震化を推進します。 取組方針⑥の「地域防災力の向上」では、自主防災組織の活動を支援し、マイ・タイムラインなどの作成を促進します。 取組方針⑦の「災害リスクの周知・伝達手段の整備等」では、防災教育や情報伝達体制の整備を進め、災害時の迅速な情報共有を図ります。 次のページをご覧ください。 ７つの取組方針について、地区ごとの課題を踏まえた整理を行いました。 はじめに、久喜地区の取組方針でございます。 久喜駅を中心とする市街化区域内において、取組方針①の「河川等の整備」、取組方針②の「雨水対策の充実」、取組方針③の「液状化対策の実施」が該当します。 また、東北自動車道沿いでは、取組方針②の「雨水対策の充実」、備前堀

黒須係長	側等の河川沿いでは、取組方針①の「河川等の整備」が該当します。 次に、下段の菖蒲地区の取組方針でございます。 備前堀川等の河川沿いでは、取組方針①の「河川等の整備」、菖蒲町下桁間では、取組方針③の「液状化対策の実施」が該当します。 次のページをご覧ください。 栗橋地区の取組方針でございます。 地区の北東側において、取組方針①の「河川等の整備」、取組方針②の「雨水対策の充実」、取組方針③の「液状化対策の実施」が該当します。 次に下段の鷲宮地区の取組方針でございます。 鷲宮駅周辺では、取組方針①の「河川等の整備」、取組方針②の「雨水対策の充実」が該当します。 また、東鷲宮駅周辺では、取組方針②の「雨水対策の充実」、取組方針③の「液状化対策の実施」が該当します。 また、市全域で取組方針④の「避難所や避難路等の整備」、取組方針⑤の「災害に強い都市環境の形成」、取組方針⑥の「地域防災力の向上」、取組方針⑦の「災害リスクの周知・伝達手段の整備等」が該当します。 次のページをご覧ください。 「６　具体的な取組、スケジュール」でございます。 先ほどの７つの取組方針ごとに、防災・減災に係る具体的な取組とそのスケジュールを表のとおり整理いたしました。 こちらに記載する取組については、「総合振興計画」、「地域防災計画」、「国土強靭化地域計画」など、既に策定・公表している計画に記載している施策に基づき、防災指針に位置付けるべき取組を整理したものとなります。 また、今回、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深３メートル以上となる区域を居住誘導区域に含める計画としていることから、地域の防災力を高めてい

黒須係長	くために、本市の実施可能な防災指針として、オリジナルとなる取組も整理いたしました。 それでは、取組方針ごとの取組内容を順番にご説明いたします。 取組方針①の「河川等の整備」については、利根川等の国・県管理河川の整備促進、市管理河川等の整備、遊水・保水機能の保全を取組内容としております。 取組方針②の「雨水対策の充実」については、雨水排水施設の整備、雨水流出抑制施設の設置、公共下水道整備の推進を取組内容としております。 取組方針③の「液状化対策の実施」については、地盤調査等の実施、液状化対策工法の活用指導、軟弱地盤の改良を取組内容としています。 取組方針④の「避難所や避難路等の整備」については、避難所機能の充実、安全な避難路の確保、緊急輸送道路の整備促進を取組内容としております。 取組方針⑤の「災害に強い都市環境の形成」については、グリーンインフラ等の推進、公園・緑地の整備、防災活動拠点の整備・強化、民間既存建築物の耐震化の促進を取組内容としております。 取組方針⑥の「地域防災力の向上」については、自主防災組織の結成促進、避難行動力の向上、地区防災計画の作成促進、マイ・タイムラインの作成促進、災害時応援協定の推進、市外の避難場所等の確保、広域避難に向けた検討、自主防災組織への備品補助を取組内容としております。 取組方針⑦の「災害リスクの周知・伝達手段の整備等」については、防災知識の普及、防災教育の充実、防災ハザードマップの活用推進、雨水出水・内水のリスク情報の充実、災害情報の伝達体制の整備、災害リスクの高い地域における開発行為の周知、防災指針に定める届出を取組内容としております。 以上が「防災指針（案）の検討」についての説明でございます。

黒須係長	続きまして、「オープンハウスの実施結果」についてご説明いたします。 資料１０をご覧ください。 それでは１ページをご覧ください。 「１　開催概要」でございます。 オープンハウスについては、立地適正化計画の策定に当たり、市民の皆様へ計画の概要や市の現況、計画策定の目的を周知するとともに、これからのまちづくりに対する考えを伺い、今後の検討の参考とすることを目的として実施いたしました。 開催場所は、集客力のある市内４箇所の商業施設において、６月２０日（土）と２１日（日）の２日間、いずれも１０時から１５時まで開催いたしました。 内容は、計画の概要や市の現況、今後のまちづくりの方針などを紹介するパネル展示と、パネルにシールを貼って回答いただく簡易アンケートを行いました。 参加者は２日間で４２２人、アンケートの回答は３６８件でございました。 実際に使用しましたパネル、開催時の様子、アンケート結果については、次の２ページから４ページに掲載してございますので、ご覧いただければと存じます。 続いて５ページをご覧ください。 「２　アンケート集計結果」でございます。 「問１　お住まいの近くにあったらいいなと思う施設」の結果について、地区ごとの傾向をまとめてご説明いたします。 久喜地区では、病院・診療所が最も多く選ばれ、次いでスーパーマーケット、子育て支援センター、図書館など、日常生活に身近な施設へのニーズが高い結果となりました。

黒須係長	下段の菖蒲地区でも、病院・診療所が最も多く、次いでスーパーマーケットが選ばれました。その他の施設は比較的少なく、生活基盤となる施設への要望が中心でございました。 次のページをご覧ください。 栗橋地区では、病院・診療所が突出して多く、次いで銀行や信用金庫などの金融機関、高齢者福祉施設、コワーキングスペースなどが選ばれております。生活利便施設に加え、仕事や学習、交流など、多用途に利用できる施設へのニーズも見られました。 下段の鷲宮地区では、病院・診療所が最も多く、次いでスーパーマーケット、金融機関、高齢者福祉施設が続き、生活利便施設へのニーズが高い結果となりました。 市外からの回答では、病院・診療所が最も多く、次いでスーパーマーケット、高齢者福祉施設、図書館やコワーキングスペースなどが選ばれ、生活利便性と学び・交流の両面のニーズが示されました。 次のページをご覧ください。 「問２　生活しやすいまちを形成するために重要だと思う取組」について、都市機能、居住、防災、交通という４つの分野ごとに結果をまとめてご説明いたします。 問２－１の都市機能に関する取組では、市内の各地区で約７割が『病院や商業施設など「日常生活に必要な施設の維持・充実」』を選んでおり、身近な生活利便の確保が重視されております。 一方、市外では約８割が『高次都市機能施設やコワーキングスペースなど、「多様な機能の充実による都市の魅力向上」』を選んでおり、ニーズに違いが見られました。 次に下段、問２－２の居住に関する取組では、菖蒲地区と鷲宮地区で約９割、久喜地区、栗橋地区、市外で、約８割が『お年寄りや子どもなど、

黒須係長	「様々な人が暮らしやすいまち」』を選んでおり、地域文化の継承よりも、まずは暮らしやすさの確保が重視されている結果となりました。 ９ページをご覧ください。 上段、問２－３の防災に関する取組について、栗橋地区では全ての方が『避難所や避難場所の整備など、「安全な避難環境の確保」』を選び、久喜地区、鷲宮地区、市外でも約８割、菖蒲地区では約６割が同様の回答でした。避難所や避難場所の整備など、具体的な安全対策への期待が強く示されています。 下段、問２－４の交通に関する取組では、多くの地区で『公共交通ネットワークの構築による、「移動しやすいまち」の形成』が選ばれており、移動のしやすさを求める声が多く寄せられました。 次のページをご覧ください。 こちらは、アンケートの際にいただいたご意見をまとめておりますので、併せてご覧いただければと思います。 オープンハウスの結果については、地域ごとの課題やニーズの違いを踏まえながら、誘導施設の精査や誘導施策の内容に反映し、より実態に即した計画となるよう整理してまいります。 以上、「久喜市立地適正化計画について」の説明でございます。
海老原会長	ありがとうございました。 防災指針と、オープンハウスの実施結果についてご説明をいただきました。 ただいまの説明に対して、皆様からご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。 いかがですか。防災上の課題が結構あるという認識は皆様お持ちかなというふうに思います。 また、それに対して、これまでもいろいろやってきていますが、それを継

海老原会長	続していく取組があるのかなというふうに思いますが、皆様方からご意見等いかがでしょう。
篠原委員	はい。
海老原会長	篠原委員、お願いします。
篠原委員	資料９の３４ページにある取組方針⑦ですが、防災ハザードマップの活用推進の周知・広報については、今までも取り組まれていて、先月ぐらいの市の広報紙にも載っており、見ているのですが、図が細かいことや、自分の認識が合っているのかということもあるので、小学生とかお年寄りでも見やすいものを作っていただけると、より全体的に周知されると思いますので、意見ですがよろしくお願いします。
海老原会長	都市計画の所管で答えられますか。 よろしくお願いします。
黒須係長	地域防災計画、ハザードマップにつきましては、本市の所管課に本日いただいたご意見を共有させていただき、より良いものを作れないか働きかけてまいりたいと考えております。
海老原会長	いかがですか。よろしいですか。
篠原委員	はい。
海老原会長	ありがとうございました。 そのほか、いかがでしょうか。ご質問等ございませんか。特にないようであれば、以上をもちまして、本日予定しておりました報告は終了いたしました。 次第７「その他」に移ります。 事務局から説明をお願いいたします。
條野主事	次回予定しております第２回久喜市都市計画審議会の開催日時についてお知らせいたします。 開催日時は１１月９日（月）の午後２時からとなりまして、当日の内容

條野主事	は、立地適正化計画における精査後の各誘導区域や誘導施設、誘導施設施策や定量的な目標値についてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。 「その他」については、以上でございます。
海老原会長	ありがとうございました。 以上で本日の会議を終了いたします。長時間にわたり、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。 これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。お疲れ様でした。 ありがとうございました。
黒須係長	それでは、次第８「閉会」に当たりまして、門脇副会長からご挨拶を頂戴したいと存じます。 門脇副会長、よろしくお願いいたします。
門脇副会長	【　門脇副会長　挨拶　】
黒須係長	以上をもちまして、令和８年度第１回の久喜市都市計画審議会の方を閉会とさせていただきます。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年11月5日

海老原　正明